慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	対中ODAの開始 : 冷戦構造の変容と日中関係
Sub Title	Commencing ODA to China : transformation of the cold war structure and Sino-Japan relations
Author	大海渡, 桂子(Ōkaido, Keiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2021
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.94, No.2 (2021. 2) ,p.129- 161
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	添谷芳秀教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20210228-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

対中ODAの開始

——冷戦構造の変容と日中関係——

大海渡桂子

一　はじめに
二　一九五〇～六〇年代アジアにおける大国間関係
三　米中接近と冷戦構造の変容
四　日中国交正常化
五　日中平和友好条約締結
六　対中ODAの開始
七　おわりに

一　はじめに

本稿では日本の対中国ODA（以後「対中ODA」）の始まりと、そこに至る過程に焦点を当てる。大平首相は一九七九年一二月に訪中し、同年度中に五〇〇億円の円借款を供与することを約束した。これはその後三〇年近く続く対中ODAの始まりであった。しかしながら、それは技術協力、円借款、無償資金協力からなる日本の

ＯＤＡが一九五四年に始まってから四半世紀が過ぎてからのことであった。そして最後の対中円借款が承諾される二〇〇七年までの間に、総額三・四兆円（同期間における円借款供与総額の一五％）[2]を超える円借款が供与された。この事実から見ても日本のＯＤＡにとって中国がいかに重要な対象国であったかがうかがえる。[1]

中国は日本にとって、遣隋使[3]の時代から文化的・経済的交流が最も深い国であり、日中ほど長い歴史を持つ二国間関係はあまりない。[4]資源小国であり輸出による経済成長を目指す日本は常に資源と市場を国外に求めているが、近隣アジアでその二つを理想的な形で備えているのが中国である。このように、政治的・経済的[5]・文化的交流の長い歴史と、経済的相互補完性[6]がある中国は、日本が早くからＯＤＡ外交を展開してしかるべき国であった。それにもかかわらず、初期の日本のＯＤＡは主として東南アジア諸国を対象とし、中国はＯＤＡ対象国には含まれていなかった。[7]それは言うまでもなく、当時日本と中国との間の国交がなかったからであった。

ではその後、一体どのような国際政治上の変化により日本は中国との国交を回復し、中国に対するＯＤＡを開始できるようになったのか。そして一九七九年に開始された対中ＯＤＡはどのような政策の下にどのような特徴を持って展開されたのか。それは一九五〇～六〇年代の「東南アジア開発援助政策」[8]あるいは「日本型ＯＤＡ」[9]とどのように比較されるのか。これらを明らかにすることが本稿の課題である。

二　一九五〇～六〇年代アジアにおける大国間関係

第二次世界大戦終了後、日本の国際社会への復帰のための講和会議開催が遅れている間に、中国では国共内戦が起こった。この内戦に勝利した毛沢東率いる共産党は一九四九年一〇月に大陸中国に中華人民共和国（以後「中国」）を樹立し、中国を代表する唯一の政府であると主張した。国民党を率いる蔣介石は中華民国（以後「台

湾」）を台湾に移し、引き続き中国の正統政府であると主張した。

建国直後の中国は向ソ一辺倒の対外政策を進め、一九五〇年二月に冷戦のシンボルと称される中ソ友好同盟相互援助条約（以後「中ソ同盟条約」）を結んだ。[10] 中ソ同盟の成立であった。この条約の第一条では日本および日本と結託する国（アメリカを指す）を仮想敵国として挙げていた。[11] 一方アメリカは、一九五〇年六月に始まった朝鮮戦争で中国と直接戦火を交えると、中国に対する反共封じ込め政策に乗り出し、中国を承認せず、国連における中国の代表権に反対し、さらに、対中貿易の禁輸措置を採った。[12] 翌一九五一年にサンフランシスコ平和条約が調印されたが、同日アメリカは日本と日米安全保障条約を締結した。日米同盟の成立であった。このように一九五〇年代の東アジアは中ソ同盟、日米同盟という二極構造の下でスタートした。

ところが、一九五〇年代後半には中国がソ連と敵対しはじめ、ソ連が中国にとって最大の脅威となっていった。国際共産主義運動の指導権をめぐる対立が一九六〇年代後半には中ソ国境を挟んでの衝突に発展し、一九六九年三月、ウスリー川のダマンスキー島での中ソ両軍の武力衝突で対立は激化した。こうして、一九五〇年代初頭の二極構造の片方の同盟が六〇年代末には実質的には壊れてしまった。[13] 他方、アメリカはソ連に歩み寄り、両国はイギリスともども一九六三年八月に部分的核実験停止条約を締結し、デタントへ向けて歩み出した。一九六四年中国の核開発が明らかになるとアメリカの戦略も米ソ冷戦から米中冷戦に重心が移され、一九六〇年代の冷戦は米ソ間が相対的に安定する一方、中ソ間、米中間の緊張が高まる状況へと変動していった。[14]

このようなアジアにおける国際情勢の中で日本は、アメリカの圧力の下、[15] 一九五二年四月サンフランシスコ平和条約が発効する直前に台湾と日華平和条約を結んだ。つまり、日本は中国を代表する政府として、中国（中華人民共和国）ではなく台湾を選んだのであった。アメリカの対中封じ込めに同調せざるを得ない立場にあった日本は、中国を承認せず、中国の国連の代表権に反対し、対中禁輸措置を採った。このようにしてその後二〇年の

間中国とは国交がなく、貿易も「民間貿易」が細々と行われたに過ぎなかった。

三　米中接近と冷戦構造の変容

前節で見たように、そもそも日中の交流に制限が加えられたのは、アメリカが対中封じ込め政策を採り、日本はそれに従わなければならない立場にあったからであった。したがって、日中間の交流が可能になるには、まずアメリカが中国と和解し封じ込め政策を止めることが必要であった。その米中和解が一九七二年に突然実現した。世界には突然実現したかに見えたが、水面下では一九六〇年代末から和解に向けての動きが始まっていた。本節では米中接近に至る動機と過程を見ることにする。

アメリカの戦略

一九六九年一月に発足したニクソン政権の最大の外交課題は、ベトナム戦争からの撤退とソ連との関係改善であった[16]。アメリカの国力の相対的低下を認識する中でニクソンは、国家安全保障担当大統領特別補佐官ヘンリー・キッシンジャー（Henry Kissinger）[17]とともに、冷戦政策の中で拡大し過ぎた対外的コミットメントを整理して外交の立て直しを図ろうとした。それは前節で述べた中ソ対立を利用して、中国との和解とソ連とのデタントを同時に進め、両国との関係改善を実現することによって、中ソ両国からの支援を必要としていた北ベトナムを孤立させ、ベトナム戦争を終結に導くことであった[18]。

中国の立場

中国に対米接近を促した最大の要因は、深刻化するソ連からの脅威であった。前節で触れたダマンスキー島での武力衝突は一触即発の状況に陥り、中国は核戦争も覚悟したほどであった。このような状況下で中国は、米ソを比較すると強大化したソ連の方がより危険であり、そのソ連に対抗するにはアメリカと手を結ぶ必要があると考えた[19]。つまり、米ソ両超大国を同時に敵とせずソ連一国を主敵に絞る政策を模索し始めたのであった[20]。中国の対米接近のもう一つの要因は「台湾問題」、つまり、中国が唯一の合法政府であり、台湾は中国の一つの省であり、台湾解放は中国の内政問題であること、また、アメリカのすべての軍隊と軍事施設を台湾から撤退・撤去させなければならないとする中国の主張を、アメリカに受け入れさせる必要があったことである[21]。

キッシンジャー訪中

このような米中双方の理由から、米中和解へと至る交渉が始められることになるが、それは一九六九年二月にニクソンがキッシンジャーに対中接近秘密工作を指示することにより極秘裏に始まった[22]。ソ連の対中攻撃が真実味を帯びてくる中、米中大使級会議の開催地ポーランドや米中両国と良好な関係を持っていたパキスタンなどを通して、アメリカと中国との対話のチャネルを開く努力が続けられた。最終的に突破口を開いたのはパキスタン・ルートであった。パキスタンのカーン（Yahya Khan）大統領がニクソン・キッシンジャーと周恩来との仲介役として尽力した結果、ついに一九七一年七月のキッシンジャー訪中が決まった。

一九七一年七月九日、キッシンジャーは訪問中のパキスタンから秘密裏に北京に向かい、一一日までの三日間、周恩来と会談した。キッシンジャーはこの第一次訪中において、チュウ（Nguyen Van Thieu）南ベトナム大統領を温存したまま、交渉による戦争終結に導くために中国の協力を要請した[23]。そして、アメリカのベトナムからの

撤退後はじめて台湾からの米軍撤退が可能になることを伝えた。

このキッシンジャーの訪問中、中国側から一つの懸念が示された。周恩来は当時日本で進行中の第四次防衛力整備計画（四次防）に強い危機感を示し、日本の経済大国化は必然的に軍事大国化につながるとする日本脅威論を唱えた。それに対しキッシンジャーは、日米安全保障条約と駐留米軍の存在がまさに日本の軍事力強化への抑止弁になると反論した。いわゆる日米安保の「瓶の蓋」論である。キッシンジャーはこのようにして日米安全保障条約と在日米軍の継続を認めさせた[25]。

キッシンジャーが訪中し周恩来と会談した事実は七月一五日にニクソン大統領によりテレビ発表され、「ニクソン・ショック」として世界を驚かせた。このテレビ発表でニクソンは翌一九七二年五月前の中国訪問の招待に応じたことも発表した。

一九七一年一〇月キッシンジャーは再度訪中し、翌年初めに行われる米中首脳会談の具体的なコミュニケ草案を準備し始めたが、ここで最も大きな問題となったのは前述の台湾問題であった。最終的には、アメリカが台湾を中国の一部と「認識する（acknowledge）」という文言をコミュニケに入れることで交渉は落ち着いた。キッシンジャーが提案し、周恩来が絶妙な発想であると感心したとおり、翌年二月の上海コミュニケでは「米国は、台湾海峡の両側のすべての中国人が、中国はただ一つであり、台湾は中国の一部分であると主張していることを認識している。米国政府はこの立場に異論を唱えない[26]」という文言が盛り込まれた。しかし、アメリカとしては、台湾海峡の平和的解決を中国側が約束しない限り、米軍が台湾から撤退することに同意できなかった[27]。

国連代表権問題の決着

アメリカで大統領の訪中準備が進む中で、国連では中国代表権問題が山場を迎えていた。一九七〇年一一月の

国連総会で中国の代表権を認めるアルバニア決議案は、五一対四九（棄権二五）で初めて過半数を獲得したが、翌一九七一年一〇月（キッシンジャー訪中後）には、ついに賛成七六、反対三五（棄権一七、欠席三）の圧倒的多数で採択された[28]。このように、国連における中国代表権問題はニクソン訪中を待たずに決着した。世界の中国承認国は一九七一年時点で六三ヵ国に達し、初めて台湾承認国を追い越した[29]。

ニクソン訪中

一九七二年二月、ニクソン訪中は実現した。ニクソン訪中の成果である上海コミュニケは二月二八日に発表されたが、これは二〇年続いた米中冷戦に終止符を打つ歴史的文書であった。

ニクソン訪中におけるアメリカ側の最大の関心はインドシナ問題であり、中国側の最大の関心は台湾問題であった。まず台湾問題であるが、この問題に対するアメリカの立場は、アメリカ側が示した「ニクソンの五項目」と言われる条件に明確に示されていた。それは、アメリカは（一）中国が一つであり台湾はその一部であるとする中国の立場を認める、（二）台湾独立運動を支持しない、（三）台湾から撤退するにあたり、日本が替わって進出しないよう保証する、（四）台湾問題の平和的解決を支持し、台湾が中国に対し軍事行動をとることを支持しない、（五）（米中）関係正常化を求め、その達成に向けて努力する、というものであった[30]。第三項目にある日本の軍事的拡張への中国側の懸念に対してアメリカは、前述のように日米安全保障条約を日本の軍事的脅威を抑える「蓋」として活用するとしてこの条約を継続することに成功した。

一方中国は、台湾問題について従来の主張を改めて表明したが、その反面ソ連を恐れるあまりアメリカとの和解実現を最優先し、台湾問題の優先度を下げていたので、米華相互防衛条約を糾弾しなかった[31]。結局、米華相互防衛条約はそのままで、アメリカは台湾との国交を維持しながら中国との和解を進めることにも成功した。この

条約については、コミュニケでは触れられず、帰国直前の記者会見でキッシンジャーが「米台条約は維持する、と大統領が外交教書の中で述べている」と説明した[32]。実際には一九七九年一月一日の米中国交正常化（後述）に伴い、条約の規定に従いその一年後の一九八〇年に終了した。

インドシナ問題の交渉におけるアメリカの目的は、前述のように南ベトナム政府を温存したまま終戦に導くための協力を中国側から取り付けることであったが、キッシンジャーはその約束を引き出すことに成功[33]していた。この問題に関して上海コミュニケは、「米国はインドシナ各国の自決という目標に合わせて、この地域から最終的にすべての軍隊を撤退させることを想定している旨強調した[34]」と述べている。そして、ニクソン訪中それ自体が北ベトナムに強いメッセージを送ったことは明らかであった。北ベトナムと中国は一九五〇年代以来一種の運命共同体的な党・国家関係を維持してきた。したがって、北ベトナムの側から見ると米中接近は自らの友好国中国が敵国アメリカとの関係構築を模索し始めたことを意味していた[35]。北ベトナムにとってニクソン訪中は、中国の裏切りと写ったに違いなかった。

上海コミュニケには、もう一つ重要な項目、「反覇権条項」が含まれていた。米中の「いずれの側も、アジア・太平洋地域における覇権を求めるべきでなく、他のいかなる国家あるいは国家集団による覇権樹立への試みにも反対する」という条項である。米中を接近させたのは、ソ連の軍事力の拡張に対する中国側の懸念の増大と、中ソ戦争で中国が攻略されてしまうかもしれないというアメリカの懸念であったので、ソ連の覇権主義に対して米中が連携して対処した条項であった[36]。この「反覇権条項」が後の日中平和友好条約締結交渉において議論を呼ぶことになる。

このようにして米中和解は実現したのであるが、この米中和解に刺激されたソ連はそれまでの態度を一変させ、アメリカの働きかけに積極的に応じ対米接近外交を加速させた。米中和解の三ヵ月後の一九七二年五月、ソ連は

ニクソン大統領をモスクワに招き、デタントの象徴と言われる二つの条約[37]を締結した。米中和解、米ソ・デタント、そして前節で述べた中ソ同盟の実質的崩壊の結果、冷戦当初の日米、中ソの二つの同盟関係を軸にした冷戦構造は二〇年を経過して、日米、米中、米ソ、という三つの友好関係に分裂した。次節で述べる日中国交回復による日中が加わると四つの友好関係からなる構造へ変容したことになる。また、米ソ・デタントが進み、米中接近と相俟って、ハノイの孤立は深まり、一九七三年一月のパリ和平協定調印へとつながっていった[38]。さらに、朝鮮戦争以来二〇年間続いたアメリカによる日本の対中接近への制限もなくなり、日中国交正常化の動きが一気に加速することになる。

米中国交正常化

その後、中国では一九七六年の周恩来（一月）と毛沢東（九月）の死去以後不安定な時期が続き、一九七七年一月に発足したカーター（James Carter）政権が進めようとした対中国交正常化交渉も行き詰まった。しかし、カーター政権は、一九七八年に入り国交正常化に向けて動き出し、その流れの中で、八月に日中の平和友好条約が締結され（後述）、その四ヵ月後、米中も国交正常化コミュニケを発表するに至った。一九七八年一二月一五日と一六日にワシントンと北京で同時に発表された共同声明は、一九七九年一月一日をもってアメリカと中国の外交関係が樹立されることを謳い、また、中国が唯一の合法政府であることのアメリカによる承認と、アメリカと台湾の人々の文化的、商業上、および非公式な関係の維持を宣言した。さらに、米中両国はアジア・太平洋地域においていかなる国による覇権を求める試みにも反対することも表明した。また、共同声明発表後の記者会見においてアメリカ政府スポークスマンは、アメリカは米華相互防衛条約終了後も台湾への防衛機器の供与を続けることを表明した[39]。このように、カーター政権は台湾に対する武器売却の権利と台湾との非公式な関係とを維持

したまま中国との国交正常化を実現した。

米中国交正常化を契機に国際社会からの疎外感を深めたソ連は、一九七九年一二月にアフガニスタンに軍事侵攻した。「新冷戦」の幕開けであった。ここにデタントは崩壊し、米ソ対立の時代に逆戻りした。[40]

四　日中国交正常化

一九七二年の米中和解により日中政府間関係への制限が取り除かれると、日中国交正常化の流れが一気に進んでいった。しかしながら、日本が中国との国交を正常化するということは、台湾との外交関係を断絶することを意味しており、日本国内の親台湾勢力の反対を抑え、中国との国交を回復することは容易なことではなかった。最終的には、中国側が主張する「一つの中国」を日本が受け入れたことと、中国側が日米安全保障条約の継続を容認するとともに、賠償を放棄したことが正常化実現の扉を開いたのであった。以下に、日中国交正常化に向けての一連の動きを追ってみる。

一九七二年五月一五日に沖縄返還が実現すると、佐藤栄作首相は六月一七日に退陣を表明した。中国が注目したのが、ポスト佐藤の政権の座をめぐって福田赳夫と激しく争っていた田中角栄であった。田中は通産相として中国に対して積極的な立場をとってきた。[41] 総裁選に勝利した田中は早くも組閣当日の一九七二年七月七日に中国との国交正常化を急ぐという首相談話を発表した。外務大臣となった大平は、首相か外相のいずれかが訪中する用意があること、対中国交正常化後も台湾との安定した経済的、文化的関係を継続する必要があること、日華平和条約は中国との国交正常化に伴い終了する見通しであることを述べた。日本政府が「一つの中国」の原則を受け入れる用意があることを明確に表明したのは、これが初めてであった。その二日後の七月九日、周恩来は、田

中内閣の誕生と同内閣の対中国交正常化を目指す政策を歓迎することを表明した。[42]

最終的に田中訪中を決断させる決定的な役割を果たしたのは、田中と緊密な関係にあり、秘密保持に信頼がおけると中国側がみなした公明党委員長の竹入義勝であった。[43] 竹入は中国側の要請で一九七二年七月二五日に訪中し周恩来と三日間会談した。会談後、周恩来は毛沢東の同意も取り付けた後で、竹入に中国側の国交正常化に際しての共同声明案八項目を提示した。この声明案とは、国交正常化は国会承認を必要としない共同声明の形式をとること、中国と日本との間の戦争状態はこの声明が公表される日に終了すること、日本側は中華人民共和国が中国を代表する唯一の合法政府であると承認すること、両国はアジア太平洋地域での覇権を求めないこと、中国政府は「中日両国人民の友誼のために」賠償請求権を放棄すること、など八項目であった。[44] しかし、この八項目の中には日米安全保障条約は含まれていなかった。[45] 先行した米中和解においてアメリカが「瓶の蓋」論でこの条約の継続を勝ち取っていたので、言及する必要がなかったのであろう。とは言え、中国側は竹入に対し、この条約は日中国交正常化を妨げないとの言質を与えていた。[46]

竹入はこの中国側の共同声明案および周恩来らとの会見記録（「竹入メモ」）を帰国後直ちに田中首相に渡した。中国が拒否すれば国交正常化が困難になる問題として、日米安全保障条約の維持と中国による賠償放棄の二つがあったが、この「竹入メモ」で中国が日米安全保障条約に対して異議を唱えないことと、賠償を求めないことが明らかになった。[47] ソ連の脅威に直面する中国は、日本との国交正常化実現のための譲歩は厭わなかったのである。「竹入メモ」で大枠に確信を持った田中は、八月二二日に自民党総務会で「日中国交正常化」と「田中訪中」を党議決定し、八月三一日・九月一日には、ハワイで開かれた日米首脳会談で台湾と関係を断絶しても日米安全保障条約で確認されている台湾の地位に変更を加えないと強調し、アメリカの了解を取り付けている。九月一七日には椎名悦三郎自民党副総裁を台湾に派遣し理解を求めた。[48] 椎名は蔣経国・行政院長を含む台湾の要人と会談し

たが、台湾と断交するとは言わず、「従来の関係を継続する」という自民党の基本方針を説明した。東京から携行した田中首相の蔣介石総統宛て親書にも台湾との断交方針は記されていない。[49]

田中首相はこれらの準備を整えた上で、周恩来の招待により一九七二年九月二五日から三〇日まで国交正常化を目的に中国を訪れた。田中は北京滞在中に、周恩来との長時間の会談を四回、毛沢東との会談を一回行い、九月二九日に国交正常化を謳った九項目からなる日中共同声明に署名した。ニクソン訪中のわずか七ヵ月後のことであった。

最大の懸案であった日米安全保障条約の取り扱い、賠償問題はいずれも事前交渉で中国側の譲歩によって解決していた。残る大きな争点は、戦争状態の終了と「台湾問題」、そしてこの二つに関連する日華平和条約の終了の問題であった。戦争状態の終了は一九五二年の日華平和条約の合法性の問題でもある。大平はこの条約は国会の決議を得て政府が批准したものであり、その中で戦争状態の終了をすでに謳っており、再び終了を宣言した場合、日本政府は過去二〇年にわたって、国民と国会をだまし続けたということになると主張した。最終的には、共同声明[50]前文で「戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国民の願望」に言及し、第一項において「日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態はこの共同声明が発出される日に終了する」と宣言するという周恩来の提案を採用することで妥協が図られた。[51]

「台湾問題」については、共同宣言前文で「日本側は、中華人民共和国政府が提起した国交回復三原則[52]を十分理解する立場に立って国交正常化の実現を図るという見解を再確認する」と言及し、本文第二項で「日本国政府は中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」と述べ、第三項で、日本側は、台湾が中国の領土の不可分の一部であるとする「中華人民共和国の立場を十分理解し、尊重する」と述べるとともに、「ポツダム宣言第八項[53]に基づく立場を堅持する」との一文、即ち、日本が清国から奪ったすべての地域を返還す

ることを加えることによって解決した。

日華平和条約については、国交正常化の瞬間にその任務を終了したとすることで中国側の理解を求め、日本側が独自に台湾との外交関係の終了を表明することになった。中国側はこの問題に関しても譲歩した。実際に、共同声明調印後の記者会見の席上で、大平外相が「日中関係正常化の結果として、日華平和条約はその存続の意義を失い、同条約は終了したものと認められる、というのが日本政府の見解」[54]であると述べたことで同条約は終了するとともに台湾との外交関係も終了した。

これらの他、議論になり共同声明に反映されたポイントとしては、賠償放棄に関して日本側が求めた「請求権」の「権」を取り除くという問題があった。中国が賠償の請求を放棄することは事前に伝えられていたが、日本は過去に中国を代表していた台湾政府がすでに放棄した権利を再度放棄することはできないとの立場であり、結局「賠償請求権」ではなく「賠償請求」を放棄するということで妥協が図られた。[55] 共同声明発表後の記者会見で、大平外相は戦勝国であると同時に戦争被害国である中国による賠償放棄について「中華人民共和国政府の賠償放棄につきましては、過去の日中間の不幸な戦争の結果、中国国民がこうむった損害が極めて大きなものであったことに思いをいたすならば、われわれとしては、これを率直かつ正当に評価すべきものと考えております」[56]と補足し、さらに将来の両国の経済建設は、「互恵平等の立場に立って自主的に進められるもの」[57]であると述べ、賠償放棄の見返りとしての経済協力の考えはないことを明確にした。

共同声明にはさらに上海コミュニケ同様「反覇権条項」が盛り込まれた。この条項は後に日中平和友好条約締結交渉の過程で大問題になるが、共同声明の交渉では特に問題とされなかった。最後に大平外相が、日米関係は日本の存立にとり極めて重大であり日本としては対米関係を損なわないようにして日中国交正常化を実現したい旨述べたのに対し、周恩来は中国側としては日米安全保障条約にも米華相互防衛条約にも触れずにいきたいと応

じた。[58]

田中政権は一九七二年七月に発足し同年九月末には日中共同声明に調印するが、この異例の速さの背景にある最大の要因は、ソ連の脅威に晒された中国が一気に日中国交正常化を成立させるために、多くの譲歩をしたことであった。日華平和条約の合法性の承認、戦争の終結ではなく「不正常な状態の終了」への譲歩、賠償請求権の「権」の削除などである。台湾の帰属問題に関しても、日本政府は「ポツダム宣言第八項」に言及することによって、明確な立場表明を避けることができた。ほとんどの点で中国側が日本の立場に理解を示す形で処理された。[59] このようにして、二〇年以上の隔絶は田中首相就任から三ヵ月足らずで解消され、日米、米ソ、米中に次いで日中という四つ目の友好関係が成立したのであった。この日から日本は台湾とも中国とも平和条約がない状態が続き、国会承認を伴う平和条約の締結を急ぐことになる。

五　日中平和友好条約締結

日中平和友好条約交渉では中国側が主張した「反覇権」[60]条項が交渉の核心となった。反覇権条項を平和友好条約に盛り込めば、ソ連がこの条約を事実上の「反ソ同盟条約」と受け取り、日ソ関係に悪影響を与えることが懸念された。[61] しかし、交渉は日中両国の国内情勢の混乱[62]で一九七五年春に行き詰まってしまった。

交渉は一九七八年七月に再開され、問題の反覇権条項については、「アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めるべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対する」ことを第二条で謳い、第四条で、「この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない」とする「第三国条項」を入れることで合意に達した。[63] また、園

田外相との会談に臨んだ鄧小平は、中ソ同盟条約は一九八〇年の期限以上延長しないことをソ連に通告し、条約の規定に従って破棄する考えであることを明らかにした。[64] こうして一九七八年八月一二日、最終交渉に携わった日本の園田外相と中国の黄華外交部長は「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」に調印した。国交正常化から六年が過ぎていた。

中国にとって日本との平和友好条約締結の対外的成果は、その直後の一九七九年一月一日に実現したアメリカとの国交樹立と相俟って、国際取り決めの中で日米中共同でソ連の「覇権主義」に反対する姿勢を明確にできたことであった。対内的成果は、日本との平和友好条約締結とアメリカとの外交関係樹立の同時期の実現が、復活した鄧小平が掲げる近代化路線を推進する環境を作り出したことであった。[65] 日本にとってこの条約締結は戦後処理外交であった[66]と同時に、プラント輸出などの長期的経済取り決めやODAなどを通じて日本が中国の経済建設に協力していく道を開くものであった。また、「反覇権条項」を入れた以上、日本は対立する中ソ間で、結果としてより中国に近い立場を選択した形となった。

六　対中ODAの開始

一九七〇年代後半になって文化大革命の混乱期を脱した中国は改革開放へと路線を大転換した。歴史の転換点と呼ばれる一九七八年一二月の中国共産党第一一期中央委員会第三回全体会議（第一一期三中全会）において、それまでの革命重視から経済建設重視路線への転換が宣言された。それは鄧小平の改革開放時代の幕開けであった。[67] かつては自力更生を国是とし外国からの資本の導入を拒否し続けてきた政策も変更され、外国投資関係法を制定し、またODAを求めるなど、近代化のための資金を積極的に外に求めるようになった。[68]

このように産業の近代化を目指すこととなった中国が、必要な資金と技術を取り入れるために最も期待したのが日本であった。これまで述べてきたように、中国は国交正常化・平和友好条約締結を通して日本との友好関係を構築しており、その意味で日本の協力の下に鄧小平の近代化路線の推進を可能にする環境は整えられていた。

対中ＯＤＡ開始のプロセス

こうした中、日中平和友好条約批准書交換のため一九七八年一〇月に来日した鄧小平は、日本政府からの借款を検討するつもりであることを記者会見で明らかにした。さらに同年一一月、鄧小平は民社党訪中団と会見した際、佐々木委員長の問いかけに対し、「中国は日本からの政府借款を受け入れる用意がある」ことを初めて公式に表明した。[69]

この頃、日本のＯＤＡ開始を後押しする出来事が起こった。一九七八年二月に締結された日中長期貿易取り決め[70]の下、中国は日本からプラントを次々に輸入した一方で、外貨獲得手段として期待した石油輸出が産油量の伸び悩みから想定の半分程度に留まり、その結果一九七八年末には中国の外貨準備が危機的レベルまで低下してしまった。[71]このため、前述の第一一期三中全会において日本側との契約が見直されることになり、翌七九年二月には日本の対中進出の象徴的プロジェクトであった宝山製鉄所第二期工事を含む四二〇〇億円にも上る契約の保留が中国側から日本側に伝えられた。この状況に対して、日本側は、日本輸出入銀行（現在の国際協力銀行）からの同額の融資（商業借款に近い条件）によって一時的に問題を回避する措置を採った。[72]しかし、この事件は外貨不足の中国がいかにしてプラントなどの輸入代金を確保するかという大きな課題を投げかけることになった。近代化建設を軌道に乗せるには円借款のようなより良い条件の長期資金が必要であった。

その後数回の非公式の打診を経て、一九七九年九月に中国の谷牧副首相が来日し、中国の近代化計画に対する

日本の円借款一・四兆円[73]を正式に要請した[74]。円借款の供与を受けるには、DAC（OECDの下部組織の「開発援助委員会」）においてODA受取国リストに入っている必要があったが、中国はこれまで西側諸国からのODAを受けたことがなかったため、このリストには入っていなかった。そこで、日本は一九七九年一一月、DACパリ会議において、中国の経済近代化支援はアジアと世界の平和と安定のために必要であるとDAC加盟諸国を説得し、その結果中国はDACリストに入った。これによって、日本は中国に対するODAを開始できることになった[75]。

大平正芳首相は、一九七九年一二月五日から九日まで訪中し、華国鋒主席、鄧小平副主席らと会談した[76]。この訪中のいわば「おみやげ」として中国側に提示されたのが、優先度の高い港湾、鉄道、水力発電など六つのプロジェクトに対する五〇〇億円の円借款（第一次対中円借款〔一九七九－八四年度〕の初年度分[77]）であった[78]。この円借款は中国にとって西側から受ける初のODAであり、これが二〇〇七年まで続く総計三兆円を超す対中円借款の始まりであった。日中国交正常化時、田中首相とともに交渉に当たった大平外相は、今度は首相として対中ODAの開始を決定した。

日本からのODAに続いて中国は国際社会復帰の一環として、一九八〇年四月にはIMF、五月には世界銀行への加入が認められ、新たな資金調達の道が開かれていった[79]。

対中経済協力三原則

この対中援助を行うに当たって大平首相は「対中経済協力三原則」を明らかにした。それは、（1）欧米諸国との協調を図る、（2）アジア、特にASEAN諸国とのバランスに配慮する、（3）軍事協力は行わない、という三原則を守るというものであった[80]。最初の「欧米諸国との協調を図る」という原則は、日本の借款供与が中国

市場独占につながるのではないかと懸念する欧米諸国に配慮したものである。[81] 欧米諸国は中国が円借款の資金を使って欧米製の資機材やサービスも購入できるように、中国向けの円借款をアンタイド（ひも付きでない）[82] にすることを日本に要求した。特にアメリカは一九七九年一〇月にワシントンで開かれた日米援助政策企画協議において、「日本がひも付きの円借款にすれば、日米間で新たな経済問題の火種になりかねない」と述べ、アンタイドにすることを強く求めた。[83] こうした欧米諸国からの圧力に対して、最終的には大平首相が、経済界などの抵抗を押し切って、アンタイドにすることを決断した。

ＡＳＥＡＮ諸国とのバランスに配慮するという二つ目の原則は、対中援助は日本のＯＤＡの伝統的な受取国であるＡＳＥＡＮ諸国との協力関係を犠牲にしないことを明確にしたものである。それまで日本がＯＤＡを供与してこなかった中国に対して突然大規模なＯＤＡを供与すれば、その分だけＡＳＥＡＮ諸国向けのＯＤＡが減額されるのではないかという懸念の声が上がっていた。[84] 初年度の対中円借款がＡＳＥＡＮ最大の被援助国であるインドネシア向けと同規模の五〇〇億円に決定されたのも、ＡＳＥＡＮ諸国に対する配慮の表れである。実際、その後の対中円借款承諾額は毎年対インドネシア円借款承諾額を超えないレベルで推移し、前者が後者を超えたのは一九九〇年代後半から二〇〇〇年代前半にかけての数年程度であった。[85]

軍事援助は行わないという第三の原則は、日本自身の安全保障政策あるいはＡＳＥＡＮやアメリカへの配慮もあるが、特にソ連に配慮したものであった。[86] 日本が対中ＯＤＡの検討を始めたことに対して、ソ連は強い懸念を表明していた。日本の円借款によって中国が経済発展すれば、それが軍事力増強につながりかねず、ソ連の安全保障上の脅威が増す可能性があるという懸念であった。[87] 日中ソ関係の中で、日中の二国間関係がより緊密になるＯＤＡ供与を開始することを考えると、軍事援助は行わないという原則を掲げソ連に配慮することは重要であった。また、対中ＯＤＡが開始されたのは、まさに東アジアの国際環境が米ソのデタントから「新冷戦」へと転換

する最中であったこともこの原則の背景にあったと考えられる。この原則はその後一九九二年六月に閣議決定された「ＯＤＡ大綱」にもＯＤＡ全般に関わる原則として取り入れられている。

中国の近代化建設支援

日本の対中ＯＤＡは一九七〇年代末から始まった中国の改革開放政策の持続的推進を支援するものであった。一九七〇年代末の中国国内では、最高実力者となった鄧小平や首相である華国鋒の権力基盤もまだ盤石ではなく、改革開放路線に反対する勢力もあった。したがって、中国が改革開放政策を放棄し後戻りしないように、円借款によって中国の経済建設を支援することは、日本のみならず他の西側諸国の国益にも合致する政策[88]であると考えられた[89]。

中国は経済の近代化に乗り出したとき、プラント輸入に必要な外貨を獲得する手段として石油・石炭の輸出を想定した。しかし、当時の中国では、石油・石炭を輸送するための鉄道や港湾などのインフラ整備が不十分であった。そのインフラ整備を支援したのが円借款であった。しかし同時に、開発された石炭は主として日本向けに輸出されたので、二度の石油危機を経験していた当時の日本のエネルギー危機の緩和に寄与するものでもあった[90]。また、激しさを増す日米経済摩擦を背景に、日本はアメリカ以外の輸出市場の必要性を感じていた[91]。対中ＯＤＡには、中国の経済発展を支援することにより日本の重化学工業製品の新たな市場を育成するという役割もあった。中国からは石油・石炭、日本からは先進的技術・プラントを輸出するという形での経済的相互補完関係の形成を日本のＯＤＡが支援したのである。

中国は一貫して日本のＯＤＡの最大の受取国の地位をインドネシアと競い[92]、日本のＯＤＡにとって非常に重要な存在であった。また中国にとっても、日本がＤＡＣ諸国中最大の援助国であり続け、中国の近代化建設におい

て日本のＯＤＡが果たした役割が大きいものであったことを裏付けている。

一九五〇～六〇年代の対東南アジアＯＤＡとの比較

前述のように「対中経済協力三原則」の下に、中国の改革開放路線を積極的に支援するために日本の対中ＯＤＡは一九八〇年に実質的に始まったが、それは一九五〇～六〇年代の日本の対東南アジアＯＤＡとどのように比較されるのか。

これまで見てきたように、対東南アジアＯＤＡも対中ＯＤＡもその当時のアメリカのアジア冷戦戦略により開始の道筋がつけられたという点では類似している。そして、援助国日本と被援助国の経済的相互補完関係に基づき、双方が裨益する形でＯＤＡが供与されたという点でも一致している。つまり、東南アジアの場合も中国の場合も、資源が豊富で製品の市場として有望で地理的に日本に近いアジアの国の経済建設と、日本が必要としている資源や日本製品の市場開拓の同時実現を支援するという政策の下に、ＯＤＡが供与されたということである。つまり、対中ＯＤＡを開始に導いた政策は、本稿冒頭で見た「東南アジア開発援助政策」を踏襲しており、戦後の対東南アジアＯＤＡの成功体験を反映していたと言える。

他方、対東南アジアＯＤＡと対中ＯＤＡの開始過程を見ると、それが戦後処理外交の一環であったか否かという点で違いがある。田中明彦によると「戦後処理外交とは、各国との国交正常化、賠償をめぐる外交」[93]である。東南アジア諸国へのＯＤＡはサンフランシスコ平和条約あるいはこれら諸国との二国間平和条約締結に伴い、そこに含まれていた賠償条項に従って日本が賠償あるいは準賠償を支払い、それが円借款に引き継がれる形でＯＤＡが始まった。いわば戦後処理の一環としてＯＤＡが開始されたのであった。しかし、中国の場合は、一九七二年の日中共同声明において賠償は放棄され、その後日中平和友好条約が結ばれて日中の戦後処理は終わった。し

たがって、戦後処理の一環として中国への賠償が実施されることはなく、賠償からＯＤＡに発展するというプロセスもなかった。戦後処理が終わった後に、両国の外交的・経済的判断に基づき対中ＯＤＡ開始は決定されたのであり、国を取り巻く国家間関係を正常のものとすることを目的とする戦後処理型の決定ではなかった。[94] 田中明彦はこの点に関し、対中ＯＤＡの決定は「戦後処理の側面が全くなかったわけではないが、基本的には、日本が自らの利害得失を考慮して決断した積極的政治決定であった」と述べている。[95] しかしながら、対中ＯＤＡ開始に関わる政策決定者あるいはその政策形成に影響を与えた財界その他の人々の思いの中に、中国が賠償を放棄したことに対する感謝の気持ちとして積極的に対中ＯＤＡを進めるべきであるという思いがあったことは否めない。例えば、「中国が戦時賠償も放棄して、日本との大人の付き合いをしていこうとする態度を深謝し、何としても中国の人々の生活が豊かになるように、中国の工業化のお役に立ちたい、という思いがあった」という土光敏夫経団連会長の発言[96]のように、中国の賠償放棄とＯＤＡ供与を関連付けて考える傾向がある。対中円借款が当時最大の円借款受取国であったインドネシアに迫る大規模なものになった[97]背景にはその意味も含まれていたのではないか。

さらに、対中ＯＤＡでは開始に当たって対中経済協力三原則として、欧米諸国、ＡＳＥＡＮ諸国、ソ連といった当事者以外の国々への配慮がなされたが、日本のＯＤＡにこのような政治・外交的要素が明示的に加えられるということは一九五〇～六〇年代の対東南アジアＯＤＡには見られない特徴であった。対中ＯＤＡは、世界が中国市場の将来性に注目している中で行われた初めてのＯＤＡであり、しかもそれは大規模な額であり、その時点で供与国日本はすでに西側世界の経済大国であり、援助大国になりつつあった。このように世界に与えるインパクトも世界からの注目度も大きくなっていた中での対中ＯＤＡ開始であり、戦争の荒廃から立ち上がる局面で細々と開始された対東南アジアＯＤＡとは大きく違っていた。

次に、本稿冒頭で述べた一九五〇～六〇年代の「日本型ＯＤＡ」の四つの特徴について見ると、中国はアジアの国であり、日本が一九七九年に支援表明した第一次対中ＯＤＡ（一九七九–八四年度）に含まれたのは、中国のエネルギー資源の輸出に必要な経済インフラ建設を支援するものが大半を占めていた。また、一九九六年までの対中ＯＤＡ累計金額に占める円借款の割合は約七八％[98]を占めていることから、アジア対象、経済インフラ中心、円借款中心という三つの特徴はそのまま対中ＯＤＡにも該当するということが分かる。しかし、もう一つの特徴「日本タイド」については、前にも述べたとおり、大平首相の決断で対中ＯＤＡは原則「アンタイド」になり、対東南アジアＯＤＡとは対照的な特徴を備えることになった。しかしながら、制度としてはアンタイドであっても、第一次対中円借款期間の対象事業における日本企業の受注率は結果的には七一％であった[99]。つまり、日本の企業が対中円借款事業の七割の仕事を請け負ったということになる。したがって、円借款資金で調達した日本の資本財が中国の経済インフラ建設に投入され中国の経済建設を支援したという意味で、実質的には「日本型ＯＤＡ」を踏襲している。

七　おわりに

長い交流の歴史を持ち経済的相互補完関係にある隣国中国に対するＯＤＡは、本来であれば、日本のＯＤＡ開始後早い時期に始められて然るべきであった。しかしながら、それを阻んだのは一九五〇年の朝鮮戦争以後のアメリカによる対中封じ込め政策であった。その政策の下に一九五二年に結ばれた日華平和条約以後日中の国交が途絶えた結果、一九五四年に開始された日本のＯＤＡは東南アジアに向かった。その後ようやく一九七九年に対中ＯＤＡが開始されたが、その間四半世紀が過ぎていた。この対中ＯＤＡ開始の背景には、冷戦構造の変容が

あった。

一九五一年のサンフランシスコ平和条約調印と同日、日本はアメリカと日米安全保障条約を、一方の中国は一九五〇年にソ連と中ソ同盟条約を結び、戦後アジアは日米と中ソの二極構造でスタートした。しかし、一九五〇年代後半には早くも中ソ同盟にひびが入り、一九六〇年代後半には中国にとってソ連は重大な脅威となった。アメリカはこの中ソ対立を好機と見て、ソ連とのデタントを進めると同時に中国と接近することにより一九六〇年代に介入したベトナム戦争の泥沼からの「名誉ある撤退」を目論んだ。一方中ソ対立は激化し、中国はソ連の脅威から逃れるためにアメリカと手を組むことを模索した。米中のそれぞれの思惑が合致したところで一九七二年二月米中和解が実現した。その結果、二〇年間にわたり日中交流を阻んでいた制限が取り除かれ、これが決定的な契機となって、その七ヵ月後の一九七二年九月、日中国交正常化が実現した。

このように戦後初期の日米、中ソの二極構造は、中ソ同盟の崩壊、米中和解、米ソ・デタント、日中国交正常化を経て、日米、米中、米ソ、日中の四つの友好関係に分裂するという冷戦構造の変容が生じた。これらの結果、一九五〇年以来西側諸国に閉ざされてきた中国市場が開かれ、さらに、一九七八年には日中平和友好条約の締結が実現し、翌一九七九年一月には米中の国交回復も実現した。このようにして日本が対中ＯＤＡを開始するための対外的環境が整えられた。

ちょうどその頃、中国は文化大革命の混乱から抜け出し、復活した鄧小平の下で改革開放政策を打ち出し、それまでは後ろ向きであった外資導入に門戸を開き、外国の技術・プラントを導入して産業の近代化を図る政策を展開しようとしていた。この近代化政策を資金面で支援することを中国が期待したのがまさに日本のＯＤＡであった。このように、日中それぞれの条件が整ったところで対中ＯＤＡ開始への扉が開かれた。米中和解が日中国交正常化の引き金を引き、それがさらに日中平和友好条約締結へと続き、ＯＤＡ開始につながっていったこと

を考えると、米中和解は日本の対中ＯＤＡ開始プロセスの原点であったと言える。

対中ＯＤＡを始めるのに四半世紀も待たなければならなかったが、その間日本はアメリカの対アジア冷戦戦略に沿い、中国に代わる市場として、東南アジアの資源と市場を開拓し、日本の戦後復興と東南アジアの経済建設を同時に追求する政策を採った。本稿冒頭で述べたように、この政策の実現を支援したＯＤＡはその実施過程で「アジア対象」「経済インフラ中心」「日本タイド」「円借款中心」という「日本型ＯＤＡ」の四つの特徴を形作った。このような東南アジアＯＤＡと比べてみると、対中ＯＤＡは、まずその開始プロセスにおいて大きく異なる。対東南アジアＯＤＡは多くの場合戦後処理の一環として始められたのに対し、対中ＯＤＡは戦後処理が終わった後で、双方の新たな外交的・経済的判断により開始されたものであった。賠償はすでに放棄されていたので、対東南アジアＯＤＡのように賠償支払いを経て円借款に移行するというプロセスも対中ＯＤＡにはなかった。政策決定者や財界人の中に中国の賠償放棄に配慮する気持ちはあったにせよ、そのこととは別の判断によるものであった。ただ、中国の賠償放棄に報いるという配慮が対中ＯＤＡの規模の大きさに反映されたという見方はできる。また、対中ＯＤＡ開始時に示された「対中経済協力三原則」は、欧米諸国、ＡＳＥＡＮ諸国、ソ連という当事者以外の国々に対して配慮したものである。つまり、中国経済の将来性、日本の経済大国化および援助大国化、対中ＯＤＡの規模、などを反映し、政治外交的要素が日本のＯＤＡに加わったものと言え、その点でも一九五〇～六〇年代のＯＤＡとは大きく異なっていた。

次に、一九五〇～六〇年代の「日本型ＯＤＡ」の特徴は果たして対中ＯＤＡにも見られたのかについてであるが、前節で示したように、「アジア対象」「経済インフラ中心」「円借款中心」という三つの特徴は一九八〇年代の対中ＯＤＡにおいても強く見られた特徴であった。しかし、もう一つの特徴「日本タイド」は対中ＯＤＡでは消失していた。大規模な対中ＯＤＡが始まると中国市場が日本に奪われてしまうのではないかと懸念した西欧諸

国に配慮して、大平首相の決断により原則「アンタイド」の条件で実施されることになったからであった。しかし、制度としては「アンタイド」であったものの、現実には、前節で見たように円借款事業における日本企業の受注率は第一次対中円借款において高水準で推移し、結果的には、日本の資本財による中国の経済インフラ建設を円借款により支援するという構図は依然として明確であった。また、一九五〇～六〇年代の「東南アジア開発援助政策」の下で「日本型ＯＤＡ」が目指した、日本の資本財により被援助国の経済インフラ建設を支援すると同時に日本経済にも裨益する政策も実質的には継承されていた。

このように、大幅に遅れた対中ＯＤＡは冷戦構造の変容を経て、日中の条件が揃ったところで一九七九年に開始された。一九五〇～六〇年代日本のＯＤＡと違い、一九八〇年代の対中ＯＤＡには戦後処理外交の要素はなく、当時の国際情勢、日本の経済大国化、援助大国化、対中ＯＤＡの規模などを反映して、一定の政治外交的要素が加わったものであった。しかし、その内容は実質的には対東南アジアＯＤＡの構図をほぼ踏襲していた。

（一著者につき一著書の場合は、初出以外は書名を省略する）

（1）二〇〇五年四月、北京における日中外相会談で、二〇〇八年の北京オリンピック前までに円借款の新規供与を終了することで一致した（外務省篇『政府開発援助（ＯＤＡ）白書　二〇〇六年版』二〇〇六年、二一八頁）。

（2）この額は、二〇〇七年時点の累計でインドネシアに次ぐ第二位の援助額であった（国際協力銀行『国際協力銀行年次報告書二〇〇八』七七、八一頁）。

（3）大和民族が最初の遣隋使を派遣したのは六〇〇年のことだった（エズラ・Ｆ・ヴォーゲル著、益尾知佐子訳『日中関係史―一五〇〇年の交流から読むアジアの未来』日本経済新聞出版社、二〇一九年、二三頁）。

（4）同右、四頁。

（5）戦前（一九三〇～三九年）中国は日本にとって最大の貿易相手国の一つであり、全輸出の二割、輸入の一割を占めた（関山健『日中の経済関係はこう変わった―対中国円借款三十年の軌跡』筑摩書房、二〇〇五年、二〇頁）。

（6）中国は資源に恵まれ広大な市場もあることから、技術と生産能力を持つ日本とは経済的相互補完関係にある。

（7）ちなみに、台湾に対しては一九六五年に五四〇億円と一九七二年に八一億円の円借款を供与したが、一九七二年の日中国交正常化に伴い台湾は円借款の未使用分を辞退した（通商産業省『経済協力の現状と問題点』通商産業調査会、一九七三年、三一七頁、海外経済協力基金『海外経済協力基金二十年史』一九八二年、三三六－七頁）。

（8）一九五〇～六〇年代の日本の経済自立化・成長と東南アジアの経済建設の同時実現を開発援助という手段で支える政策（大海渡桂子『日本の東南アジア援助政策―日本型ＯＤＡの形成』慶應義塾大学出版会、二〇一九年、一二－三頁）。

（9）中国市場が閉ざされていた間、日本は中国市場に代わり東南アジア諸国との戦後処理を行い、それぞれの平和条約に沿ってこれら諸国に賠償を支払い、地域の経済インフラ建設を支援した。その後賠償事業を円借款が引き継ぐ形で日本のＯＤＡは成長していったが、そのＯＤＡ実施を通して「アジア対象」「経済インフラ中心」「日本タイド」「円借款中心」という四つの特徴を持つ「日本型ＯＤＡ」が形成された（大海渡、一九二－四頁）。

（10）田中明彦『日中関係　一九四五－一九九〇』東京大学出版会、一九九一年、三〇頁。

（11）石井明・朱建栄・添谷芳秀・林暁光編『記録と考証　日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』岩波書店、二〇〇三年、三六三頁。

（12）緒方貞子著、添谷芳秀訳『戦後日中・米中関係』東京大学出版会、一九九二年、三頁。

（13）中ソ同盟条約が正式に終了するのは一九八〇年。

（14）岡田実『日中関係とＯＤＡ―対中ＯＤＡをめぐる政治外交史入門』日本僑報社、二〇〇八年、四四頁。

（15）サンフランシスコ平和条約の批准をめぐるアメリカの世論は、日本が批准に先立ち台湾と講和を結ぶべきというものであり、その確証がなければアメリカ上院による条約批准は困難な状況であった。日本はサンフランシスコ平和条約を成立させ独立を回復するためにアメリカの圧力に屈し日華平和条約を結ばざるを得なかった（吉田茂『回想十年』第三巻、新潮社、一九五七年、七二頁、田中、四〇頁）。

(16) 添谷芳秀『日本外交と中国　一九四五～一九七二』慶應義塾大学出版会、一九九五年、一八九頁。
(17) ハーバード大学の国際政治学者でネルソン・ロックフェラー（Nelson Rockefeller）の外交アドバイザーでもあった人物である（緒方、三〇頁）。
(18) 添谷『日本外交と中国　一九四五～一九七二』一九二頁、添谷芳秀『日本の「ミドルパワー」外交―戦後日本の選択と構想』筑摩書房、二〇〇五年、一〇五頁、田中、六四頁。
(19) 国分良成『中華人民共和国』筑摩書房、一九九九年、四二頁。
(20) 永野信利『天皇と鄧小平の握手―実録・日中交渉秘史』行政問題研究所、一九八三年、五頁。
(21) 増田弘編著『ニクソン訪中と冷戦構造の変容―米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、五四頁、毛里和子『日中関係―戦後から新時代へ』岩波新書、二〇〇六年、五五頁。
(22) 緒方、三二頁、田中、六五頁。
(23) 緒方、五六頁。
(24) 添谷『日本の「ミドルパワー」外交―戦後日本の選択と構想』一〇八頁。
(25) 増田編著、一四七頁。
(26) 「上海コミュニケ（ニクソン大統領の訪中に関する米中共同声明）」一九七二年二月二八日（政策大学院大学・東京大学東洋文化研究所データベース「世界と日本」〔代表・田中明彦〕）。
(27) 増田編著、一七頁。
(28) 緒方、五二頁、毛里、五七頁。
(29) 増田編著、一三五頁。
(30) 緒方、五九頁。
(31) 同右、六一頁。
(32) 毛里、六一頁。
(33) 緒方、五六頁。
(34) 「上海コミュニケ（ニクソン米大統領の訪中に関する米中共同声明）」。

(35) 増田編著、一八六－七頁。
(36) 緒方、六二頁、増田編著、五四頁。
(37) 第一次戦略兵器制限条約（ＳＡＬＴ Ｉ）と迎撃ミサイル制限条約（ＡＢＭ制限条約）（増田編著、二四五頁）。
(38) 添谷『日本外交と中国　一九四五～一九七二』一九一頁。
(39) 緒方、一二八頁。
(40) 添谷『日本の「ミドルパワー」外交―戦後日本の選択と構想』一三二頁。
(41) 緒方、八二頁。
(42) 大平正芳回想録刊行会編著『大平正芳回想録』鹿島出版会、一九八三年、三二二頁、緒方、八三－四頁、添谷『日本外交と中国　一九四五～一九七二』二〇六頁。
(43) 緒方、八四頁、添谷『日本外交と中国　一九四五～一九七二』二〇七頁。
(44) 添谷『日本外交と中国　一九四五～一九七二』二〇七頁、田中、七七－八頁、毛里、六九頁。
(45) 毛里、六九頁。
(46) 緒方、八五頁。
(47) 田中、七九頁。
(48) 添谷『日本外交と中国　一九四五～一九七二』二〇七頁、田中、七九頁、毛里、七〇頁。
(49) 石井他編、三七一頁。
(50) 「日中共同声明」一九七二年九月二九日（政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所データベース「世界と日本」（代表　田中明彦））。
(51) 大平、三三六頁、緒方、九〇－一頁、添谷『日本外交と中国　一九四五～一九七二』二〇八頁。
(52) 中国の言う「日中国交回復の三原則」とは一九七一年六月から七月にかけての公明党の第一次訪中団との間の共同声明で打ち出された国交正常化に対する三条件であり、（一）中国はただ一つであり、中華人民共和国政府は中国を代表する唯一の合法政府である、（二）台湾は中国の一つの省であり、中国領土の不可分の一部であり台湾問題は中国の内政問題である、（三）「日台条約」は不法であり、破棄されなければならない、というものである（石井他編、

三六九頁、緒方、七九頁、添谷『日本外交と中国　一九四五～一九七二』二〇九頁、田中、七〇頁）。

（53）ポツダム宣言第八項にはカイロ宣言の条項は履行されるべしと謳われているが、そのカイロ宣言において台湾は中国に返還されることが謳われている（外務省ホームページ「大平外務大臣記者会見詳録（一九七二年九月二九日共同声明調印後、北京プレスセンターにて）」一九七二年）。

（54）「大平外務大臣記者会見詳録（九月二九日共同声明調印後、北京プレスセンターにて）」。

（55）緒方、九一頁、添谷『日本外交と中国　一九四五～一九七二』二一〇頁。

（56）「大平外務大臣記者会見詳録（九月二九日共同声明調印後、北京プレスセンターにて）」。

（57）同右。

（58）石井他編、五五頁。

（59）添谷『日本の「ミドルパワー」外交―戦後日本の選択と構想』一一三－四頁、毛里、七七頁。

（60）「覇権主義」は米ソ両超大国に対して向けられた非難の用語であるが、上海コミュニケで米中ともに「反覇権」を宣言したため、以後、もっぱらソ連批判を指すものとして見られるようになった（田中、八七頁）。

（61）緒方、一四八－九頁。

（62）中国では周恩来と毛沢東の相次ぐ死去、周恩来の後継者と目されてきた鄧小平の失脚、日本では田中首相の金脈問題での辞任、など。

（63）外務省ホームページ「日本と中華人民共和国との間の平和友好条約」一九七八年八月一二日。

（64）緒方、一六二頁。

（65）緒方、一六八頁。

（66）田中、一一〇頁。

（67）金熙徳著、鈴木英司訳『徹底検証！日本型ＯＤＡ―非軍事外交の試み』三和書籍、二〇〇二年、二〇三－四頁、国分、一二一頁、一七八頁、関山、二九－三〇頁。

（68）海外経済協力基金編『海外経済協力基金二十年史』一六一頁、金、二〇四頁。

（69）岡田、一二八頁。

(70) この取り決めは日本から中国にプラント・技術および建築用資材・機材を輸出し、中国から日本に原油・石炭を輸出し、一九七八～八五年の八年間にそれぞれの輸出額を一〇〇億ドル前後にすることを決めたものであった（岡田、一二一－二頁）。

(71) 岡田、一三四頁、関山、四二頁。

(72) 関山、四二頁。

(73) 海外経済協力基金編『海外経済協力基金二十年史』一六三頁。

(74) この要請には、水力発電所三件、鉄道三件、港湾二件の合計八件のプロジェクトが含まれ、石炭・石油の輸送に関するものが中心であった。中国は外貨獲得のために円借款を利用して、石油、石炭、などの輸出振興を計画していた（関山、四五－六頁）。

(75) 金、二二四頁、関山、四七－八頁。

(76) 外務省ホームページ「大平総理大臣の中国訪問に関する共同新聞発表（一九七九年一二月七日、北京）」一九七九年。

(77) 初年度対象の六案件とも大型案件であり、このうち四案件は中国が輸出主力商品の一つとして重視している石炭関連のもので、鉱山は日本輸出入銀行の融資で開発し、輸送のための鉄道建設、積み出しのための港湾建設を海外経済協力基金で融資する構図となっている（海外経済協力基金編『海外経済協力基金二十年史』二八七頁）。

(78) 「大平総理大臣の中国訪問に関する共同新聞発表（一九七九年一二月七日、北京）」。

(79) 海外経済協力基金編『海外経済協力基金二十年史』一六四頁。

(80) 海外経済協力基金編『海外経済協力基金二十年史』一六二頁、金、二二三頁、徐承元『日本の経済外交と中国』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年、七五－六頁、関山、四六－七頁、田中、一一〇頁、毛里、一〇八頁。

(81) 金、二二四頁、徐、七六頁。

(82) 調達先を援助国に限定したＯＤＡをタイド、調達先を制限しないＯＤＡをアンタイドと呼ぶ。一九五〇～六〇年代の日本のＯＤＡは調達先を日本企業に限定したタイドであった。

(83) 徐、八七頁、「日本経済新聞」一九七九年一〇月二五日（関山、四九頁、田中、一一三頁）。

(84) 徐、七七頁。
(85) OECD. Stat, Creditor Reporting System (CRS), Aid (ODA) commitments to countries and regions〔DAC3a〕による。
(86) 関山、五二－三頁。
(87) 徐、七六頁、関山、五二頁。
(88) 大平訪中の意義について書かれた外務省の内部文書には「中国の安定的発展を確保することが日本の国益」という趣旨のことが繰り返されていると言う（朝日新聞、一九七九年一二月八日〔田中、一一二頁、関山、六一頁〕）。
(89) 岡田、二一〇頁、外務省幹部の発言（「朝日新聞」一九七九年一二月一日〔関山、六〇－一頁〕）。
(90) 岡田、一四四頁、関山、五八－九頁。
(91) 関山、四〇頁。
(92) OECD. Stat, Creditor Reporting System (CRS), Aid (ODA) commitments to countries and regions〔DAC3a〕による。
(93) 田中、一一〇頁。
(94) 同右、一一一頁。
(95) 同右。
(96) 居林次雄『財界首相側近録―土光敏夫、稲山嘉寛との七年間』新潮社、一九九三年、一五七－八頁。
(97) 一九八〇～八四年の五年間に承諾された対中円借款の総額は全体の約一四％を占めた（この期間の年平均の受取国数は二二ヵ国）。ちなみに同期間の対インドネシア円借款承諾総額の全体に占める割合は一五％（海外経済協力基金編『海外経済協力基金三十年史』一九九二年、四三四頁の表より算出）。
(98) 外務省経済協力局編『ＯＤＡ白書　下巻（国別援助）１９９７』国際協力推進協会、一九九七年、九五頁。
(99) 国際協力機構、東・中央アジア部長より聴取（二〇二〇年九月一日）。

主要参考文献一覧

〈書籍〉

石井明・朱建栄・添谷芳秀・林暁光編『記録と考証―日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』岩波書店、二〇〇三年
居林次雄『財界総理側近録―土光敏夫、稲山嘉寛との七年間』新潮社、一九九三年
エズラ・F・ヴォーゲル著、益尾知佐子訳『日中関係史―一五〇〇年の交流から読むアジアの未来』日本経済新聞出版社、二〇一九年
大海渡桂子『日本の東南アジア援助政策―日本型ＯＤＡの形成』慶應義塾大学出版会、二〇一九年
大平正芳回想録刊行会編著『大平正芳回想録』鹿島出版会、一九八三年
岡田実『日中関係とＯＤＡ―対中ＯＤＡをめぐる政治外交史入門』日本僑報社、二〇〇八年
緒方貞子著・添谷芳秀訳『戦後日中・米中関係』東京大学出版会、一九九二年
金熙徳『徹底検証！日本型ＯＤＡ―非軍事外交の試み』三和書籍、二〇〇二年
国分良成『中華人民共和国』筑摩書房、一九九九年
徐承元『日本の経済外交と中国』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年
関山健『日中の経済関係はこう変わった―対中国円借款三〇年の軌跡』高文研、二〇〇八年
添谷芳秀『日本外交と中国　一九四五～一九七二』慶應義塾大学出版会、一九九五年
添谷芳秀『日本の「ミドルパワー」外交―戦後日本の選択と構想』筑摩書房、二〇〇五年
田中明彦『日中関係　一九四五－一九九〇』東京大学出版会、一九九一年
永野信利『天皇と鄧小平の握手―実録・日中交渉秘史』行政問題研究所、一九八三年
増田弘編著『ニクソン訪中と冷戦構造の変容―米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年
毛里和子『日中関係―戦後から新時代へ』岩波新書、二〇〇六年
吉田茂『回想十年』第三巻、新潮社、一九五七年

〈白書、年史、など〉
海外経済協力基金編『海外経済協力基金二十年史』一九八二年
海外経済協力基金編『海外経済協力基金三十年史』一九九二年
外務省編『政府開発援助（ＯＤＡ）白書　二〇〇六年版』二〇〇六年
外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助―ＯＤＡ白書　下巻（国別援助）１９９７』国際協力推進協会、一九九七年
国際協力銀行『国際協力銀行年次報告書二〇〇八』国際協力銀行、二〇〇八年
通商産業省『経済協力の現状と問題点』通商産業調査会、一九七三年

〈インターネット検索〉
ＯＥＣＤホームページ、OECD. Stat, Creditor Reporting System（CRS）, Aid（ODA）commitments to countries and regions〔DAC3a〕
政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所データベース「世界と日本」（代表　田中明彦）「上海コミュニケ（ニクソン米大統領の訪中に関する米中共同声明）」一九七二年二月二八日
同右「日中共同声明」一九七二年九月二九日
外務省ホームページ「大平外務大臣記者会見詳録（九月二九日共同声明調印後、北京プレスセンターにて）」一九七二年
同右「日本と中華人民共和国との間の平和友好条約」一九七八年八月一二日
同右「大平総理大臣の中国訪問に関する共同新聞発表（一九七九年一二月七日、北京）」一九七九年